

安平町職員等の実態について

町民の皆さんの福祉や生活の向上、まちづくりの業務を行なっている役場職員や町議会議員の給与や定員などについてお知らせします。これは、安平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、国の様式により作成したものです。町のホームページにも掲載しています。

なお、今回の内容について、安平町では、多くの項目で国の基準を参考にしています。

安平町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	
18年度	9,268	6,285,560	83,769	1,255,403	19.97	合併前により記載せず

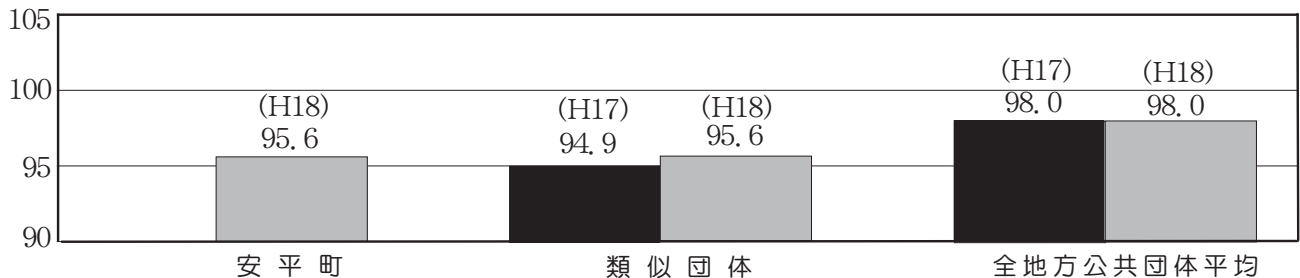
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費 B/A	類似団体一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	175	619,937	107,308	249,399	976,644	5,580	6,257

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は18年4月1日現在の人数である。特別職を含んだ全体数である。
 3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体とは、安平町と産業構造等類似団体のラスパイレス指数を記載したものである。
 3 平成17年度の数値については、合併により記載していない。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
18年度	381,230 円	381,212 円	18 円 (%)	0.00 %	0.00 %	0.00 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。■安平町においては、19.4.1から国の人事院勧告を準拠し給与構造改定を実施します。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
18年度	月	4.45月	月	4.45月	4.45月	4.45月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。